

## 令和4年度農作業臨時雇用標準賃金

農業委員会では、農繁期等で臨時に雇用する場合の目安となるよう「農作業臨時雇用標準賃金」を定めています。

### ◇ 農作業臨時雇用標準賃金

区分		金額（日当:円）
一般	重作業	8,430
	軽作業	7,900
高校生		7,030
	耕起代かき（10a）	18,550～20,600

### ◇ 重作業

- 危険を伴う作業（脚立使用での作業、ハウスのビニール掛けなど）
- 農機具を使用しての作業（刈払い機、トラクター、管理機、S S、動噴使用での消毒、抜根整地など）
- 技術を伴う作業（剪定、棚掛け及び撤去）

### ◇ 軽作業

- 幅広い年齢層で男女を問わない作業  
(立カンナ等での除草、ジベ付け、傘掛け、摘粒、野菜の植え付け・収穫及び管理など)

### ◇ お問い合わせ先

甲州市農業委員会  
事務局 農林振興課農地担当 電話 32-5092